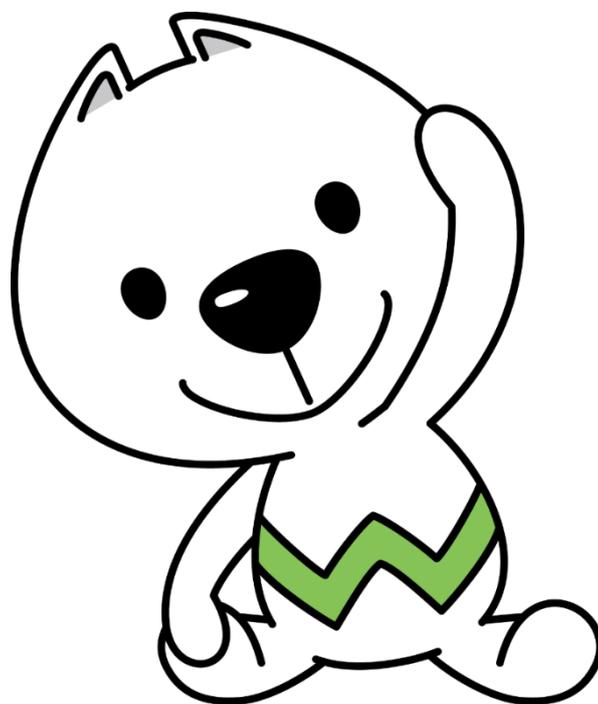


和歌山県精神保健福祉センター所報

(令和2年度実績)



和歌山県 PR キャラクター
きいちゃん

和歌山県精神保健福祉センター

目 次

I 和歌山県精神保健福祉センターの概要

1 沿革	-----	1
2 業務の概要	-----	1
3 職種別職員構成	-----	2
4 施設の概要	-----	2

II 令和2年度 事業実績

1 技術指導・技術援助	-----	3
2 教育研修	-----	6
3 普及啓発	-----	7
4 その他の事業	-----	9
5 自殺対策情報センター事業	-----	10
6 ひきこもり地域支援センター事業	-----	11
7 依存症対策	-----	14
8 精神保健福祉相談	-----	15
9 精神医療審査会	-----	17
10 精神障害者保健福祉手帳及び 自立支援医療(精神通院医療)支給認定に関する事務	-----	18

III 資料

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧	-----	20
--------------------	-------	----

I 和歌山県精神保健福祉センターの概要

- 1 沿革
- 2 業務の概要
- 3 職種別職員構成
- 4 施設の概要

I 和歌山県精神保健福祉センターの概要

1 沿革

精神保健福祉センターは、精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律に基づき、県における精神保健及び精神障害者の福祉に関する知識の普及を図るとともに、調査研究並びに相談業務を行い、精神保健福祉の関係機関に対する技術指導・技術援助等を行う総合的技術機関である。（「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」（昭和25年5月1日法律第123号）第6条）

昭和39年11月	「精神衛生相談所」を和歌山県立医科大学附属病院内設置
昭和56年4月	「精神衛生センター」に名称変更 和歌山県立五稜病院に移転
昭和63年7月	「精神保健センター」に名称変更
平成7年7月	「精神保健福祉センター」に名称変更
平成10年12月	県民交流プラザ和歌山ビッグ愛に移転
平成11年4月	精神保健福祉相談員・保健師1名ずつ増員（常勤職員数4名体制）
平成14年4月	事務職員1名増員（常勤職員数5名体制）
平成18年4月	事務職員2名、社会福祉職1名増員（常勤職員数8名体制）
平成19年4月	保健師・社会福祉職1名ずつ増員、精神保健福祉相談員・事務職1名ずつ減員
平成20年4月	保健師1名減員（常勤職員数7名体制）
平成21年4月	保健師1名増員（常勤職員数8名体制）
平成21年8月	和歌山県ひきこもり地域支援センター事業の設置
平成21年9月	和歌山県自殺対策情報センター事業の設置
平成30年4月	自殺対策情報センター事業が和歌山県自殺対策推進センター事業に変更設置
平成31年4月	保健師1名、事務職員1名増員（再任用職員2名が増員され職員数10名体制）

2 業務の概要

(1) 企画立案

地域精神保健を推進するため、県の精神保健福祉主管部局及び関係機関に対し、専門的立場から、社会復帰の推進や、地域の精神保健施策の推進に関する事項等について提案、意見具申等を行う。

(2) 技術指導及び技術援助

地域精神保健福祉活動を推進するため、保健所、市町村等の関係機関に対し、専門的立場から積極的な技術指導及び技術援助を行う。

(3) 教育研修

保健所、市町村等の関係機関で精神保健福祉業務に従事する職員を対象に、その資質の向上を図るため、専門的な教育・研修を実施する。

(4) 普及啓発

一般住民に対し精神保健福祉や精神障害についての知識、権利擁護等について普及啓発を行うとともに、保健所及び市町村が行う普及啓発活動に対して協力、指導及び援助を行う。

(5) 調査研究

地域精神保健福祉活動の推進、精神障害者の社会復帰の促進等に関する調査研究を行い、必要な統計及び資料を収集し、保健所や市町村が精神保健福祉活動を効果的に展開できるよう各種資料の提供を行う。

(6)精神保健福祉相談

自死遺族ケア、ひきこもりをはじめとする思春期の特定相談を含め、精神保健福祉全般の相談（特に複雑または困難なもの）を実施する。

(7)組織育成

家族会、患者会等の県単位での組織育成に努めるとともに、地域単位での組織活動に協力する。

(8)精神医療審査会

入院患者への適正な医療提供と人権の確保を図るため、入院患者等からの処遇改善請求や退院請求に対する調査・審査を実施する。

(9)精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)の判定及び交付・承認事務

精神障害のため、日常生活又は社会生活に支障のある方を対象に、医療や福祉の支援を受けやすくすることを目的とした「精神障害者保健福祉手帳」の判定・交付事務を行っている。

精神障害者の通院医療を促進し、早期治療・早期退院・再発防止等適正な医療の普及を図るため、通院医療に要する費用について公費負担制度（自立支援医療（精神通院医療））を実施しており、それに伴う判定・承認等の業務を行っている。

3 職種別職員構成

令和3年3月31日現在

	医師	精神保健福祉士	保健師	臨床心理士	福祉職	事務職	計
常勤	1	1	3	1	1	3	10
非常勤	4						4
計	5	1	3	1	1	3	14

4 施設の概要

(1)所在地等

〒640-8319

和歌山市手平二丁目1番2号 県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

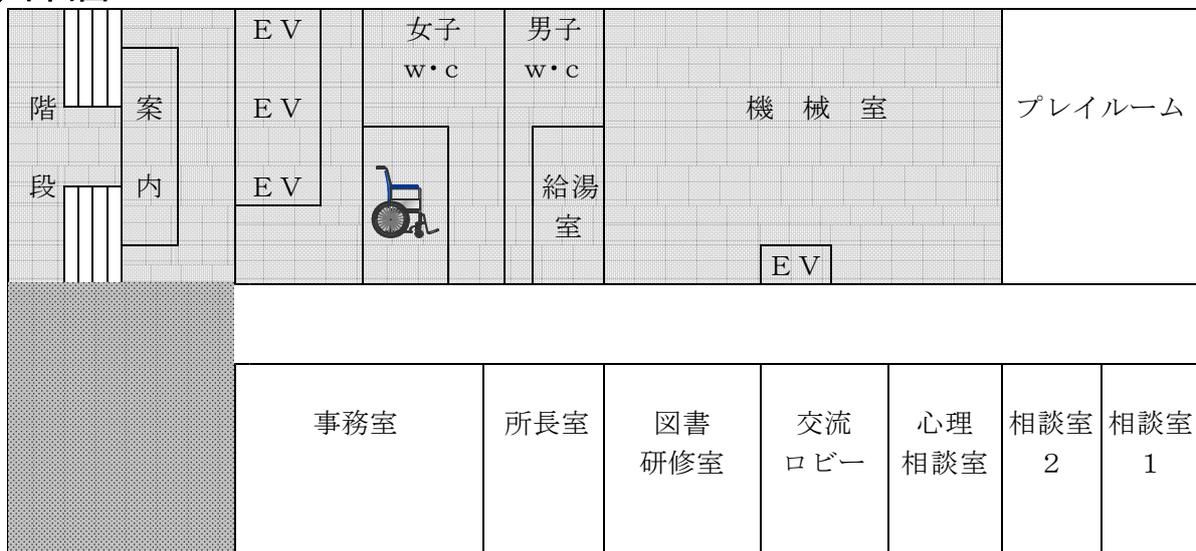
TEL:073-435-5194 FAX:073-435-5193

(2)建物の状況

12階建て鉄筋コンクリート造り県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階に入居

占有面積 310.66 m²

(3)平面図



*EV：エレベーター

Ⅱ 令和2年度 事業実績

- 1 技術指導・技術援助
- 2 教育研修
- 3 普及啓発
- 4 その他の事業
- 5 自殺対策情報センター事業
- 6 ひきこもり地域支援センター事業
- 7 依存症対策
- 8 精神保健福祉相談
- 9 精神医療審査会
- 10 精神障害者保健福祉手帳及び
自立支援医療(精神通院医療)支給認定に関する事務

Ⅱ 令和2年度 事業実績

1 技術指導・技術援助

地域精神保健活動を推進するため、保健所及び関係機関に対し、研修会の講師や会議での助言等の技術指導及び技術援助を行った。

(1)関係機関別・内容別支援件数

関係機関に対して精神保健福祉に関する技術指導・援助及び組織育成を行った（講演除く）。

関係機関	技術指導・援助の内容別件数（延件数）													
	老人精神保健	社会復帰	アルコール	薬物	ギャンブル	ゲーム	思春期	心の健康づくり	ひきこもり	自殺関連	犯罪被害	災害	その他	計
保健所	0	1	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	4	8
市町村	0	2	1	1	0	0	0	2	1	2	0	0	1	9
福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療施設	0	5	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	16
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
障害者支援施設	0	0	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	0	4
社会福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
その他	0	1	4	3	0	0	4	1	4	2	0	0	2	21
計	0	9	6	6	0	0	5	3	8	6	0	0	16	59

(2)組織育成

	対象					計
	患者会	家族会	依存症の自助団体回復施設	職親会	その他	
支援件数	0	9	2	0	6	17

(3)会議等

月日	内容	出席者数	主催
5月21日	自治体職員（自殺対策担当）オンライン緊急研修会	1	厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター
5月26日	和歌山県精神保健福祉担当者会議	2	県障害福祉課
6月11日	アウトリーチ運営協議会	1	県障害福祉課
6月30日	医療観察法関連会議	1	保護観察所
7月10日	令和2年度有田圏域以北市町村ひきこもり支援担当課長会議	1	障害福祉課
7月16日	令和2年度第1回都道府県地域自殺対策推進センター連絡会議	1	厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター
7月17日	アウトリーチ運営協議会	1	障害福祉課
7月27日	第1回和歌山就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム	1	障害福祉課
8月4日	令和2年度御坊圏域以南市町村ひきこもり支援担当課長会議	1	県障害福祉課
8月7日	第1回有田圏域ひきこもり支援体制会議	1	湯浅保健所
8月20日	アウトリーチ運営協議会	1	和歌山刑務所

8月21日	令和2年度和歌山県精神障害者地域生活支援部会(代表者会議)	1	県障害福祉課
8月21日	和歌山県人権相談ネットワーク協議会研修会	1	人権政策課
8月24日	第3回和歌山県自殺防止対策の推進に関する有識者会議	2	県障害福祉課
9月4日	近畿ブロック精神保健福祉センター長会	2	堺市こころの健康センター
9月11日	和歌山県IR誘致に係るギャンブル等依存症対策検討会	2	企画総務課IR推進室
9月14日	自殺対策強化月間における全国一斉「暮らしとこころの相談会」	1	和歌山弁護士会
9月17日	アウトリーチ運営協議会	1	県障害福祉課
10月1日	令和2年度第多重債務者相談会打合せ会議	1	県県民生活課
10月7日	医療観察法関連会議	1	県障害福祉課
10月14日	人権擁護委員会(こころの委員会)	1	和歌山県立医科大学附属病院
10月22日	医療観察法関連会議	1	保護観察所
10月22日	地域福祉支援検討会	1	和歌山県地域生活定着支援センターま〜る
11月9日	和歌山県精神障害者地域移行研修企画会議	1	県障害福祉課
11月19日	アウトリーチ運営協議会	1	県障害福祉課
11月20日	令和2年度第1回地域自殺対策推進センター近畿ブロック会議	1	厚生労働大臣指定法人いのち支える自殺対策推進センター
11月24日	学生団体「WAKA×YAMA」と行政のディスカッション 和歌山のメンタルヘルス・自殺対策	1	県障害福祉課
11月26日	令和2年度寄り添える社会を目指して～地域福祉支援検討会～ 第4回	1	和歌山県地域生活定着支援センターま〜る
11月27日	飲酒運転根絶対策推進会議	1	県飲酒運転根絶対策事務局推進事務局会議
12月1日	第2回和歌山就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム	1	和歌山労働局
12月3日	第1回和歌山市ひきこもりサポートネットワーク会議	1	エルシティオ
12月17日	アウトリーチ運営協議会	1	県障害福祉課
12月17日	人権チェックリスト委員会	1	県障害福祉課
1月22日	依存症専門医療機関・依存症相談員等全国会議	1	依存症対策全国センター
1月26日	医療観察法関連会議	1	保護観察所
1月28日	地域福祉支援検討会	1	和歌山県地域生活定着支援センターま〜る
1月29日	中部・近畿ブロック精神保健福祉センター長会	1	大阪市こころの健康センター
2月15日	令和2年度和歌山県DPAT担当者会議	2	県障害福祉課
2月17日	和歌山県自殺未遂者支援体制整備に係る研修会	1	県障害福祉課
2月18日	第2回和歌山市ひきこもりサポートネットワーク会議	1	エルシティオ
2月25日	アウトリーチ運営協議会	1	県障害福祉課
3月3日	自殺対策強化月間における全国一斉「暮らしとこころの相談会」	1	和歌山弁護士会
3月17日	人権擁護委員会(こころの委員会)	1	和歌山県立医科大学附属病院
3月23日	和歌山県ギャンブル等依存症対策連絡会議	1	県障害福祉課
3月26日	和歌山県アルコール健康障害対策推進計画(案)にかかる素案 検討委員会	2	県障害福祉課

(4) 委嘱・委員等

内 容
和歌山県障害者社会参加推進協議会
発達障害者支援体制整備検討委員会
和歌山県立医科大学附属病院こころの委員会
和歌山県高次脳機能障害事業検討委員会

(5) 講演講師等

内 容	対 象	主 催
和歌山少年鑑別所地域援助推進協議会「愛着障害の理解と効果的な支援」	職員 10名	和歌山少年鑑別所
精神保健福祉業務に係る研修会「地域精神保健福祉活動におけるひきこもり支援について」	職員 50名	京都市こころの健康増進センター
少年事件の事例指導	家庭裁判所調査官 12名	和歌山家庭裁判所
薬物事犯対象者の引受人・家族会 「薬物乱用者の引受人や家族への支援について」	引受人、家族等 7名	和歌山保護観察所
薬物再乱用防止プログラム	保護観察対象者 3名	和歌山保護観察所
薬物再乱用防止プログラム	保護観察対象者 5名	和歌山保護観察所
地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」	紀北一般県民 50名	県防災企画課
地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」	紀南一般県民 40名	県防災企画課

2 教育研修

保健所、市町村、社会復帰施設、精神科医療機関、その他の関係機関で、精神保健福祉業務に従事する職員等を対象として、その資質向上を図るために精神保健福祉に関する専門的な研修を実施した。

(1)精神保健福祉関連新任者研修

新しく精神保健福祉業務に従事した者が、精神保健福祉に関する基礎知識を学び、業務に活かしていくことを目的に、業務に従事して概ね3年未満の担当者を対象に同じ内容で2日(2回)実施した。

開催日・会場	テーマ・講師	受講者数
第1日目 令和2年7月15日 和歌山ビッグ愛 (和歌山市)	講義 「精神疾患と精神障害の理解」 講師 精神保健福祉センター 所長 小野 善郎	1日目 24名
	講義 「障害福祉サービスについて」 講師 和歌山県相談支援体制整備事業 アドバイザー 柴田 竜夫 氏	2日目 30名
第2日目 令和2年7月16日 和歌山ビッグ愛 (和歌山市)	講義 「社会資源の活用について」 講師 精神保健福祉センター職員	
	講義 「精神保健福祉施策と関連法について」 講師 精神保健福祉センター職員	
	講義 「精神障害者の支援と人権」 講師 一般社団法人 メンタルウェルビーイングパートナーズ 理事長 原見 美帆 氏	
	講義 「相談の受け方」 講師 高野山大学 准教授 上野 和久 氏	

(2)精神保健福祉従事者専門研修

精神保健福祉業務に従事する職員の技量を高め、精神保健福祉サービスの向上を図ることを目的に、業務に従事している担当者を対象に実施した。

開催日・会場	テーマ・講師	受講者数
令和3年2月19日 和歌山ビッグ愛 (和歌山市)	「依存症と家族支援」 ～CRAFTを使った効果的な援助法～ 講師 社会医療法人あいざと会藍里病院 副院長 吉田 精次 氏	オンライン受講 17名 会場受講 9名 計26名
令和3年3月8日 和歌山ビッグ愛 (和歌山市)	「私とあなたのリカバリー 自分らしく歩む道～」 講師 佛教大学福祉教育開発センター 泉 洋一 氏 「当事者の語りを紡ぐ リカバリーの物語」と意見交換会 語り手：当事者・ピアサポーター 聴き手：泉 洋一 氏	オンライン受講 30名 会場受講 2名 計32名

(3)思春期セミナー研修

教育、行政、医療、福祉施設職員等の資質向上をはかることを目的に実施した。

開催日・会場	テーマ・講師	受講者数
令和2年7月30日 和歌山ビッグ愛 (和歌山市)	「スマホ・SNSと思春期の子どもたち」 講師 さいたまユースサポートネット 副代表 金子 由美子 氏	※申し込み44名 新型コロナ感染症のため中止

※自殺対策、ひきこもり支援の研修については、後章に掲載する。

3 普及啓発

一般県民や関係機関に対し、精神保健福祉や精神障害についての知識や情報を提供するために、以下のとおり講演会や出版物の作成等、普及啓発を行った。

(1) 催し等

① 一般向け講演会

県民への精神保健福祉に関する知識の普及とこころの健康づくり推進を目的として実施した。

アルコール健康障害講演会 紀北・紀中・紀南地区に分けて開催

開催日・会場	内 容	参加者数
令和2年9月5日 東牟婁振興局 3階大会議室 (新宮市)	講演「お酒の飲み方大丈夫ですか？」 ～アルコール依存症を予防するために～ 講師 森田 佳寛 氏 (県立こころの医療センター院長) AA・断酒会体験談 各1名 和歌山県立こころの医療センターの取り組み 発表者 県立こころの医療センター精神保健福祉士 アルコール健康障害って知っていますか 精神保健福祉センター職員	36名
令和2年11月15日 日高川交流センター (日高川町)	講演「アルコールとのつきあい方」 講師 眞城 耕志 氏 (岩出こころの診療所院長) アルコール健康障害って知っていますか 精神保健福祉センター職員 AA・断酒会体験談 各1名 和歌山県立こころの医療センターの取り組み 発表者 県立こころの医療センター精神保健福祉士	39名
令和3年2月20日 和歌山ビッグ愛 8階会議室 (和歌山市)	講演「お酒の飲み方大丈夫ですか？」 ～アルコール依存症を予防するために～ 講師 森田 佳寛 氏 (県立こころの医療センター院長) AA・断酒会体験談 各1名 和歌山県立こころの医療センターの取り組み 発表者 県立こころの医療センター精神保健福祉士 アルコール健康障害って知っていますか 精神保健福祉センター職員	50名

依存症県民向け講演会

開催日・会場	内 容	参加者
令和2年10月12日 プラザホープ (和歌山市)	講演「依存症の問題の本質と解決」 講師 池谷 太輔 氏 (和歌山ダルク 代表理事) シンポジウム「依存症と地域社会」 和歌山ダルクスタッフ体験談 2名	32名

こころの集い講演会

(和歌山県精神保健福祉協会と共催)

開催日・会場	内 容	参加者数
令和2年6月26日 和歌山ビッグ愛 (和歌山市)	講演「下手くそやけどなんとか生きてるねん」 ～薬物・アルコール依存症からのリカバリー～ 講師 依存症回復施設リカバリハウスいちご 介護福祉士 渡邊 洋次郎 氏	36名

②「ほっとする 笑顔つながる こころの絵」

県民にこころがほっとする絵をはがき大から、四つ切り用紙の大きさまでに描いてもらい、こころの健康やゆとりのある生活を見つめなおしてもらう機会を提供した。

応募総数149作品の中から8点を審査の結果、入賞作品として選び、「人権を考える強調月間特別講演会第1部」11月21日開催で表彰した(和歌山県精神保健福祉協会と共催)。

(2) 広報出版物等

①和歌山県精神保健福祉センターたより「わかやま」

関係機関への情報提供と県民への啓発のため、県内の精神保健福祉の最新情報、保健福祉施設等の紹介、和歌山県精神保健福祉センターの研修や講演会等の案内を掲載のうえ、年4回発行した。

号 数	送付先機関	発行部数
第83号(5月)	224	448
第84号(8月)	230	455
第85号(11月)	236	487
第86号(2月)	231	467
合 計	921	1,857部

②出版物等作成

内 容	部 数
和歌山県精神保健福祉センター所報	100冊

③精神保健福祉等に関する図書やビデオ等の貸し出し

1 回

※自殺対策、ひきこもり支援事業については後章に掲載する。

4 その他の事業

セルフヘルプグループ交流会「なごみの会」

セルフヘルプグループ支援のため、グループの運営者を対象とした交流会を行い、グループを運営していく上での悩みの分かち合いや活動状況の情報交換を例年実施しているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため実施を中止した。

5 和歌山県自殺対策推進センター事業

(1)自殺対策の概要

平成18年に自殺対策基本法が制定され、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」を目指して自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成28年に自殺対策基本法が改正された。県でも、平成30年4月に「こころのつながりを広げ、生涯にわたり健康を維持して暮らすことができる和歌山県」の実現を目指した「県自殺対策計画」を策定した。

(2)センターの概要

目的 自殺対策の総合的な支援機関として、自殺を考えている者、自殺未遂者及び自死者の親族等に対する支援の充実を図るため、相談支援、関係機関との連携強化、普及啓発等の情報発信、専門研修による人材育成に取り組む。

開設日 平成30年4月1日

場所 精神保健福祉センター内

(3)令和2年度 自殺対策事業実績

① 自殺対策に関する情報提供・普及啓発

ア ホームページによる情報提供

和歌山県のホームページ内に自殺対策推進センターのページを開設し、「生きる支援の相談窓口」などの情報提供を行っている。

イ 自殺対策普及啓発

9月の自殺予防週間、3月の自殺対策強化月間に向けて、厚生労働省のポスター、啓発物品等を関係機関に配付し、啓発を行った。

ウ 若年者向けの啓発事業として、研修を行った。

開催日・会場	内 容	参加者数
令和3年3月1日 県立高等看護学院 (紀の川市)	自殺について知ろう こころのメンテナンスについて 精神保健福祉センター職員 こころを健康に保つために ストレスマネジメントを学ぼう(演習) ソーシャルケアセンターセンター長 公認心理師/臨床心理士 田中 康之氏	40名

② 自殺防止・自死遺族電話相談(はあとライン)

総件数 2,828件(再掲 平日件数1,108件 業者件数1,720件)

平成23年10月から、自殺防止専用電話相談(はあとライン)を実施している

③ こころの健康相談統一ダイヤル

全国どこからでも共通の電話番号に電話をすれば、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続される「こころの健康相談統一ダイヤルに」(平成20年9月10日より開始)平成23年5月から参加している。平成23年10からは、はあとラインに接続されている。

④ 自死遺族わかちあいの会

※ 対象 大切な人(家族・知人・友人)を自死で亡くした方

実施回数 6回 参加人数 延べ 46人 (実人数16人)

⑤ その他

「わかちあいの会和歌山うめの花」が実施する自死遺族相談と講演会に協力。

6 和歌山県ひきこもり地域支援センター事業

(1)センターの概要

目的 保健所やひきこもり支援機関等との連携を図りながら、医療・保健・福祉・教育・就労等関係機関との包括的ネットワークの構築、ひきこもり支援の推進に必要な情報発信、一次相談窓口の充実、人材育成等を行うなど、ひきこもり支援の拠点としての役割を担う。

開設日 平成21年8月7日

場所 精神保健福祉センター内

(2)令和2年度 ひきこもり対策事業実績

① 関係機関との連携強化

ひきこもり者の社会参加促進に向けた県内の包括的支援体制の構築を目的として、行政機関やひきこもり支援機関等の支援従事者が集まり、ひきこもりに関する情報共有や課題検討等を行うひきこもり連絡協議会（ひきこもり支援担当者会議）を開催

県ひきこもり連絡協議会：県下全域の関係組織代表者を構成メンバーとして開催（年1回程度）

- ・近年は「わかやま若者・ひきこもり者支援交流集会」として、支援者・家族・当事者等が孤立せず、つながりを持たせるような顔の見える関係づくりを目的に、シンポジウムやグループワーク形式など自由参加型の内容で開催

※令和2年度の開催はなし

圏域ひきこもり連絡協議会（ひきこもり支援担当者会議）：各圏域の関係機関を構成メンバーとして開催

- ・令和2年度：2回（12／11日高圏域・3／23海草圏域）

※和歌山市ひきこもりサポートネットワーク会議（準備会）2回（12／3・2／18）に参加

② 情報発信

- ・ホームページ「和歌山県ひきこもり地域支援センター」の運営
- ・県内市町村相談窓口及び支援機関の紹介、研修・講演会等の案内、リーフレット・チラシ等の配布等

③ 一次相談窓口

- ・電話相談及び来所相談等への対応、必要に応じた適切な関係機関（医療、保健、福祉、教育、就労等）への繋ぎや社会資源の紹介
- ・アウトリーチ（訪問）を要する場合は、住所地管轄の保健所と連携を図り、継続支援を依頼
 - * 県立保健所は当センターサテライトとして機能
- ・ひきこもり専用相談電話「いっぽライン」設置（平成23年10月1日開設）
対応時間：平日9：00～17：45
対象：ひきこもりに関する悩みや問題を抱えているご家族やご本人、関係者

④ ひきこもり支援従事者研修（人材育成）

ひきこもり支援に従事する者を対象として、支援に必要な知識及び技術等を習得することで、支援の資質向上を図ることを目的に開催（令和2年度開催：2回）

開催日・会場	内 容	参加者数
令和2年9月11日（金） 和歌山ビッグ愛2階 201会議室	13:30～16:00 講演 テーマ：「ひきこもり支援の実際」 ～メンタル・サポーターとともに歩む～ 講 師：宮西 照夫氏 （ヴィダ・リブレ理事長/和歌山大学名誉教授） 西川 雅章氏 （ヴィダ・リブレメンタルサポーター/非常勤相談員）	24名
令和2年10月9日（金） 情報交流センター ビッグ・ユー 研修室1	13:30～16:00 講演 テーマ：「ひきこもり支援の実際」 ～メンタル・サポーターとともに歩む～ 講 師：宮西 照夫氏 （ヴィダ・リブレ理事長/和歌山大学名誉教授） 釜中 隆行氏 （ヴィダ・リブレメンタルサポーター/会計担当）	17名

⑤ ひきこもり一般向け啓発講演会

一般住民（支援従事者も含む）に対し、ひきこもりの基本的知識や当事者の困り感など特性を理解し、見守りなど広く支援に結びつけてもらえるよう普及啓発することを目的に開催（令和2年度開催：1回）

開催日・会場	内 容	参加者数
令和2年12月18日（金） 県民交流プラザ 和歌山ビッグ愛 大ホール	14:00～16:00 講演 テーマ：「多様化するひきこもりの支援と理解」 講 師：原田 豊氏 （鳥取県立精神保健福祉センター所長）	59名

⑥ ひきこもりサポーター養成研修

ひきこもり者や家族等への支援に関心のある者を対象に、ひきこもりについての基本的知識（ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意点等）を習得し、「ひきこもりサポーター派遣事業」を実施する市町村の派遣 依頼を受けて訪問支援等に協力してもらえるサポーター養成を目的に開催

※令和元年度から開催を計画していたが、新型コロナウイルスの流行等の理由でこれまで未開催

⑦ ひきこもり家族のつどい

“ひきこもり等”の状態が長く続き、地域から孤立しがちになって不安を募らせたり息づまりを感じることのある家族を対象に、同じ悩みや体験談など分かち合いや交流を図ることで気持ちが和らいだりエネルギーを回復させることを目的に開催

対 象 “ひきこもり”や“人間関係が孤立”状態にある家族を持つ方

場 所 精神保健福祉センター プレイルーム

開催数 9回（毎月第3水曜日13:30～15:30）

参加数 延べ38名（実人数14名）

※新型コロナウイルス流行拡大防止のため、中止月あり

⑧ こころの相談

相談員による相談対応等で専門医による見立て・アドバイスが必要と判断したケースを対象に紹介実施

対 象 ひきこもりや孤立状態にある方とその家族等（※支援者のスーパーバイズも可能）

場 所 精神保健福祉センター 心理相談室

内 容 ひきこもり専門精神科嘱託医（宮西 照夫医師（NPOヴィダ・リブレ理事長）による相談

開催数 8回

参加数 延べ27名（実人数20名） ※面接相談件数の再計数

※新型コロナウイルス流行拡大防止のため、中止月あり

7 依存症対策

(1) 薬物依存症相談

薬物乱用依存症者やその家族・知人などに対して、来所または電話による相談に対応した。より専門的な相談を希望された場合には、当事者には、物質使用障害治療プログラム(SMARPP)に基づくプログラムを用い、個別セッションまたは集団セッションを、家族・知人等で希望する者に対しては、コミュニティ強化と家族訓練プログラム(CRAFT)を用い、個別セッションを継続的に実施した。

当事者の集団セッションは、概ね月1回、和歌山ダルク職員に協力していただいた。

個別・集団セッション実施件数

	当事者		家族・知人
	個別	集団	個別
覚せい剤	14(2)	21(7)	0
大麻	17(3)	0	15(3)
有機溶剤	0	0	0
処方薬・市販薬	12(1)	7(3)	21(3)
計	43(6)	28(10)	36(6)

※ () は実数

(2) ギャンブル等依存症相談

ギャンブル等依存症者やその家族・知人などに対して、来所または電話による相談に対応した。より専門的な相談希望された場合は当事者にはSAT-Gに基づくプログラムを用い、個別セッションを、家族・知人等には薬物依存症と同じCRAFTを用い、個別セッションを継続的に実施した。

個別セッション実施件数

	当事者	家族・知人
ギャンブル等	88(11)	57(7)

※ () は実数

(3) 関係機関との連携

薬務課、和歌山保護観察所、和歌山ダルク等と連携し、情報交換、相談者の紹介等を行った。

和歌山保護観察所においては、引受人会で当センターの支援内容について紹介をした。また、保護観察期間中の薬物事犯者に実施しているプログラムの講師を担った。

和歌山保護観察所 引受人会出席 1回 プログラム講師 2回

(4) ギャンブル等依存症者支援従事者研修

ギャンブル等依存症者を支援している保健福祉、医療、行政等の援助職従事者を対象に、ギャンブル等依存症に対する支援経験が少ない支援者向けに開発されたSAT-G(島根ギャンブル障がい回復トレーニングプログラム)の使い方について学ぶ研修を実施した。

開催日・会場	内 容	参加者数
令和3年1月18日(月) 和歌山県勤労福祉会館プラザホープ (和歌山市)	10:00~17:00 研修 「ギャンブル障がいの基礎知識とSAT-Gを用いた支援」 講 師:佐藤 寛志 氏 (島根県立心と体の相談センター主任精神保健福祉士)	24名

8 精神保健福祉相談

県民のこころの悩みや精神疾患等に関する健康相談を電話及び面接により実施した。

所内相談は、原則として予約制で実施している。

電話相談は一般回線とこころの電話、自殺防止相談「はあとライン」、ひきこもり相談「いっぽライン」で受けている。さらに特定相談として、医師による思春期・青年期相談、新たにひきこもり相談を実施している。

また、薬物、ギャンブル等依存症者やその家族、知人に対する個別相談、薬物依存者のグループセッションを行っている。

(1) 相談方法別件数

(件)

	令和2年度(A)	令和元年度(B)	増減(A-B)
面接相談	267	315	-48
電話相談			
一般	168	189	-21
こころの電話	1,806	1,798	8
はあとライン	2,828	3,554	-726
(再掲業者実施分)	(1,720)	(2,456)	
いっぽライン	177	160	17
小計	4,979	5,701	-722
総合計	5,246	6,016	-770

(2) 面接相談

① 年齢別相談件数 延件数…()内は実数 (件)

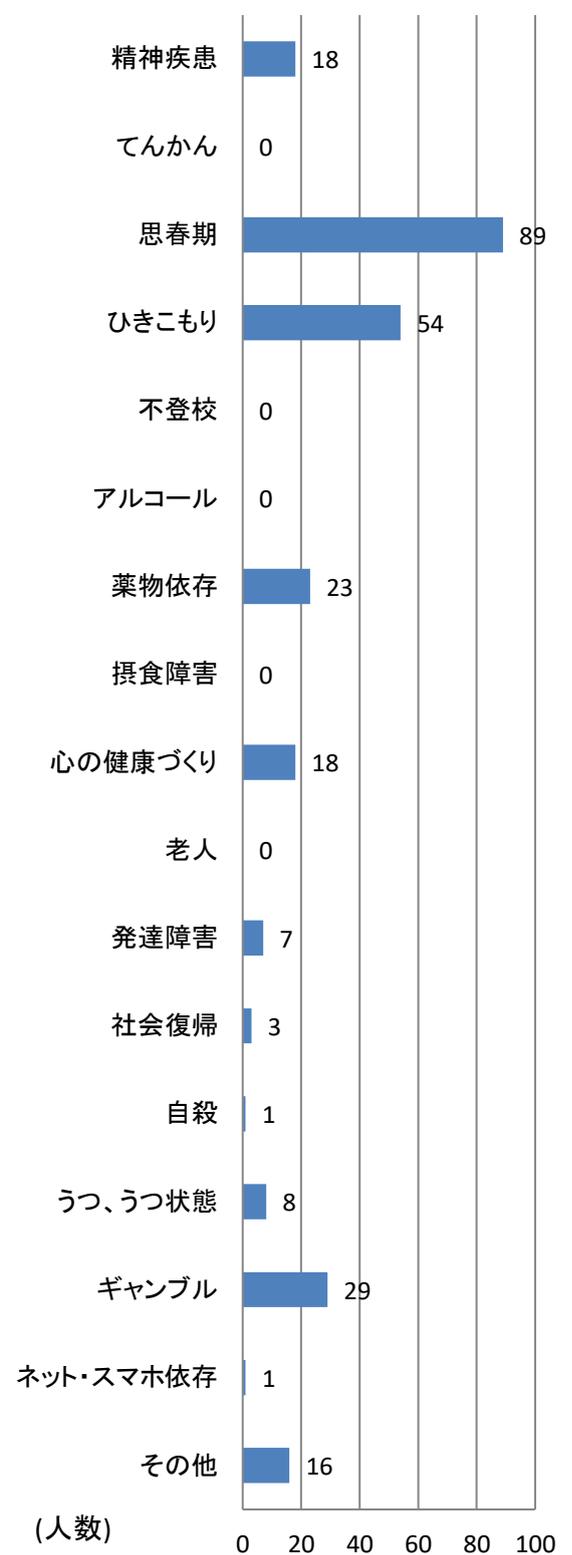
年齢	男性	女性	不明	合計
0~9	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
10代	22 (7)	72 (11)	0 (0)	94 (18)
20代	34 (27)	9 (8)	0 (0)	43 (35)
30代	31 (22)	19 (17)	0 (0)	50 (39)
40代	34 (21)	9 (9)	0 (0)	43 (30)
50代	7 (7)	12 (10)	0 (0)	19 (17)
60代	4 (4)	5 (4)	0 (0)	9 (8)
70以上	3 (3)	3 (3)	0 (0)	6 (6)
不明	2 (2)	1 (1)	0 (0)	3 (3)
合計	137 (93)	130 (63)	0 (0)	267 (156)

② 診断別相談件数 延件数…()内は実数 (件)

	男性	女性	不明	合計
精神疾患	9 (7)	9 (9)	0 (0)	18 (16)
てんかん	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
思春期	17 (3)	72 (11)	0 (0)	89 (14)
ひきこもり	44 (35)	10 (9)	0 (0)	54 (44)
不登校	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
アルコール	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
薬物依存	12 (10)	11 (10)	0 (0)	23 (20)
摂食障害	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
心の健康づくり	11 (6)	7 (6)	0 (0)	18 (12)
老人	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
発達障害	7 (2)	0 (0)	0 (0)	7 (2)
社会復帰	3 (1)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
自殺	0 (0)	1 (1)	0 (0)	1 (1)
うつ、うつ状態	3 (3)	5 (5)	0 (0)	8 (8)
ギャンブル	19 (19)	10 (9)	0 (0)	29 (28)
ネット・スマホ依存	1 (1)	0 (0)	0 (0)	1 (1)
その他	11 (5)	5 (4)	0 (0)	16 (9)
合計	137 (92)	130 (64)	0 (0)	267 (156)

面接相談内容別件数

(令和2年度)



※面接相談件数については、依存症個別及び集団プログラム実施件数を除いた件数

(3) 電話相談

① 年齢別男女別延件数

	男性	女性	不明	計
乳幼児	0	2	0	2
児童	3	2	0	5
思春期	62	33	1	96
成人	2,862	1,744	11	4,617
老人	55	78	2	135
不明	54	53	17	124
総合計	3,036	1,912	31	4,979

② 保健所管内別男女別延件数

保健所	男性	女性	不明	計
伊都(橋本)	235	76	1	312
那賀(岩出)	82	75	2	159
海草(海南)	30	89	2	121
有田(湯浅)	1,147	164	0	1,311
日高(御坊)	162	41	0	203
西牟婁(田辺)	115	116	2	233
東牟婁(串本)	146	5	0	151
(新宮)	17	31	1	49
和歌山	661	847	7	1,515
県内	259	355	1	615
県外	75	30	0	105
不明	107	83	15	205
総合計	3,036	1,912	31	4,979

③ 内容別男女別延件数(複数回答)

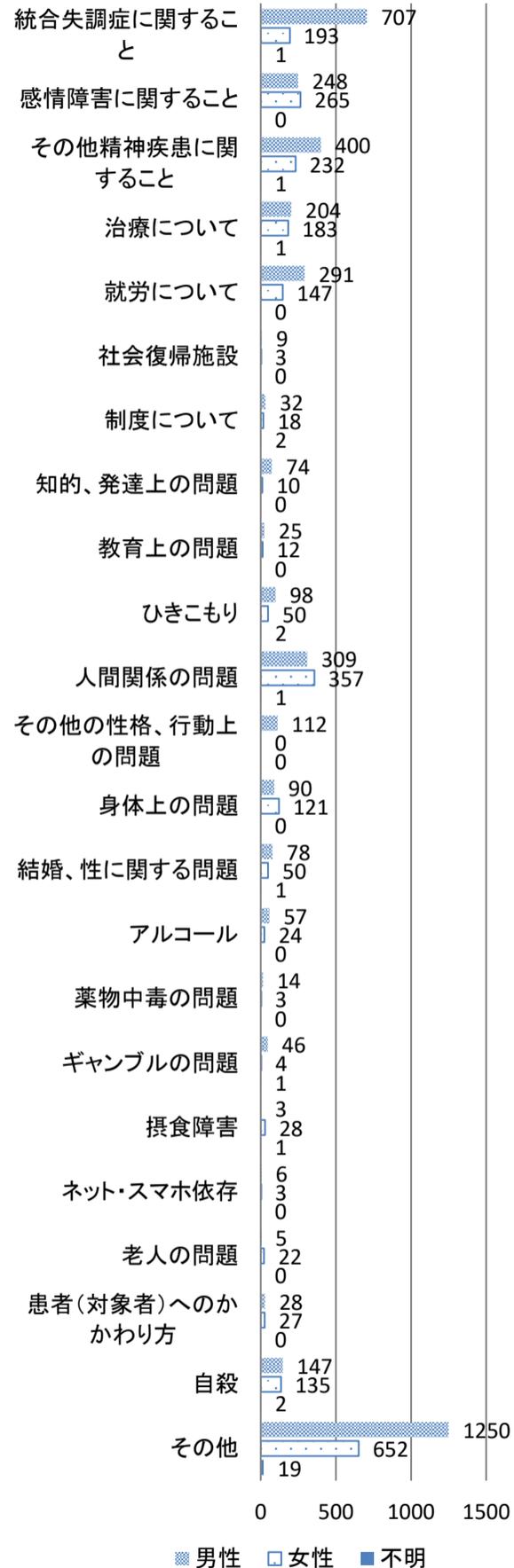
相談内容	男性	女性	不明	計
統合失調症に関すること	707	193	1	901
感情障害に関すること	248	265	0	513
その他精神疾患に関すること	400	232	1	633
治療について	204	183	1	388
就労について	291	147	0	438
社会復帰施設	9	3	0	12
制度について	32	18	2	52
知的、発達上の問題	74	10	0	84
教育上の問題	25	12	0	37
ひきこもり	98	50	2	150
人間関係の問題	309	357	1	667
その他の性格、行動上の問題	112	0	0	112
身体上の問題	90	121	0	211
結婚、性に関する問題	78	50	1	129
アルコール	57	24	0	81
薬物中毒の問題	14	3	0	17
ギャンブルの問題	46	4	1	51
摂食障害	3	28	1	32
ネット・スマホ依存	6	3	0	9
老人の問題	5	22	0	27
患者(対象者)へのかかわり方	28	27	0	55
自殺	147	135	2	284
その他	1,250	652	19	1,921
計	4,233	2,539	32	6,804

④ 処遇状況(複数回答)

処遇状況	男性	女性	不明	計
電話カウンセリング・助言	2,904	1,805	10	4,719
来所相談を勧める	51	20	1	72
情報提供・紹介	145	125	6	276
かけ直し依頼	2	2	0	4
その他	60	47	15	122
総合計	3,162	1,999	32	5,193

相談内容別・男女別延べ件数

(令和2年度)



9 精神医療審査会

精神保健福祉法第12条の規定に基づいて、和歌山県精神医療審査会は、精神障害者の人権擁護とその適正な医療及び保護を図るため入院の要否及び処遇の適否に関する審査を行っている。令和2年度の審査状況は下記のとおりである。

(1) 過去5年の精神医療審査会で審査された件数

年度	医療保護入院届	医療保護入院 定期病状報告書	措置入院 定期病状報告書	退院請求	処遇改善請求
平成28年度	919	422	5	12	1
平成29年度	952	428	2	7	0
平成30年度	891	412	0	2	0
令和元年度	966	429	2	12	1
令和2年度	938	428	2	11	1

(2) 令和2年度の精神医療審査会における審査の詳細

区 分	前年度届出等の内、 未審査分	届出等の 件数	審査 件数	審 査 結 果				計	取 下	退 院 等 の 審 査 要 件 の 消 失	審 査 中	未 審 査
				入 院 等 は 適 当	他 の 入 院 形 態 へ の 移 行 が 適 当	入 院 継 続 不 要 又 は 処 遇 不 適 切						
医療保護入院の届出 (法第33条第1項)	0	938	938	937	0	0	937			1	0	
定期 の 病 状 報 告	措置入院者	0	2	2	2	0	0	2		0	0	
	医療保護入院者	0	428	428	428	0	0	428		0	0	
退 院 請 求	措置入院者	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	
	医療保護入院者	() 0	() 17	() 11	() 10	() 1	() 0	() 11	() 4	() 1	() 0	() 1
処 遇 改 善 請 求	措置入院者	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	() 0	
	医療保護入院者	() 1	() 1	() 0	() 1	() 0	() 0	() 1	() 0	() 0	() 0	() 1
合 計	1	1,386	1,379	1,378	1	0	1,379	4	1	1	2	

()内は、入院中の者以外から請求があったものを再掲

10 精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療(精神通院医療)支給認定に関する事務

精神保健福祉法第45条第1項の規程による精神障害者保健福祉手帳の申請に係る審査及び交付事務、並びに障害者総合支援法第52条第1項の規定による自立支援医療(精神通院医療)の申請に係る支給認定及び受給者証交付事務を行った。

(1) 目的

①精神障害者保健福祉手帳

一定の精神障害の状態にあることを認定して交付することにより、手帳の交付を受けた方に対し、各方面の協力により各種の支援策が講じられることを促進し、精神障害者の社会復帰の促進と自立と社会参加の促進を図ることを目的とする。

②自立支援医療(精神通院医療)

精神疾患の治療のために医療機関に通院する場合に、医療費の自己負担分を軽減するための公費負担医療制度。

(2) 判定会

精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給認定の申請に係る専門的な知識及び技術を必要とするもの(診断書による申請)については、所内に判定会を設置し、判定会において審査、決定を行う。

令和2年度開催回数 45回

(3) 精神障害者保健福祉手帳所持者数及び手続数

(令和3年3月31日現在)

所持者数

1級	2級	3級	計
735	4,052	3,801	8,588

事務手続数

	1 級	2 級	3 級	計
新規	39	241	626	906
更新	287	1,742	1,331	3,360
転入	0	41	31	72
転出	1	12	14	27
返還	40	199	187	426
計	367	2,235	2,189	4,791

(4) 自立支援医療（精神通院医療）受給者証交付状況

（令和3年3月31日現在）

新規	継続	変更	転入	再登録	計
999	12,373	1,585	45	297	15,299

Ⅲ 資料

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

令和3年5月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
共通		自立支援医療費(精神通院医療)原則1割負担 所得により自己負担上限額あり 【自立支援医療受給者証所持者】			家賃の算定における控除額 1級 40万円/年 2級、3級 27万円/年 【手帳所持者】		バス運賃の割引 本表の市町村単独助成事業以外に、降車時に手帳を呈示することにより割引が適用される場合があります。 (一例) ・和歌山バス及び和歌山バス那賀の運賃割引 【手帳所持者】 本人:半額 介護人(1級の場合のみ)半額 *詳しくは、各バス事業者にお問い合わせください。		・税制の優遇措置 詳しくは各窓口にお問い合わせください 所得税一税務署 住民税一市町村役場 相続税一税務署 贈与税一税務署 自動車税・自動車取得税一県事務所 軽自動車税一市町村役場 *所定期日までに手続きが必要、通院等のために生計同一者が運転する自動車に係る自動車税等の減免【手帳1級】 ・生活保護法の障害者加算 【手帳1級・2級】 *初診日から1年6か月経過後 ・生活福祉資金の貸付 *詳細については、お近くの社会福祉協議会までお問い合わせください 【手帳所持者】 ・NHK放送受信料の免除 詳しくは、NHKふれあいセンターTEL0570-077077(もしくは050-3786-5003)へお問い合わせください 受付時間:午前9時~午後8時 ・NTTふれあい案内サービス あらかじめNTTへ申込みをしておくことにより、104番の電話番号案内サービスが無料 詳しくはTEL0120-104174にお問い合わせください 【手帳所持者】 携帯電話基本使用料等の割引 各携帯電話会社にお問い合わせください。 【手帳所持者】
和歌山県 ※この他市町村が独自に実施する制度あり	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】			県営住宅入居抽選回数 2回 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下)のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】	・自動車税の減税の対象となっている自動車については、県営住宅駐車場使用料が減免 ・県立医科大学附属病院に受診する場合は駐車場使用料が無料 【手帳所持者】		県有施設について 使用料・入場料(を減免) *施設により条件有 ・近代美術館/博物館:入場料及び駐車場使用料の全額 ・紀伊風土記の丘資料館/自然博物館:入場料の全額 ・海浜公園:駐車場使用料の半額 ・図書館文化情報センター/わかやま館:使用料の半額 ・県立体育館/県営水泳場:利用料半額 ・和歌山ビッグ愛/ビッグホール/ビッグウェーブ:利用料半額 ・紀三井寺公園/緑地公園/県民文化会館/武道館体力開発センター:利用料半額 【手帳所持者】 ※団体利用の場合、減免申請書の提出が必要な場合あり	
和歌山市保健所管内									
和歌山市					市営住宅入居抽選回数 2回 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下)のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】	一時駐車・夜間最大料金半額(駐輪場は月極も半額) 【手帳所持者】	バス:和歌山市内の和歌山バス・和歌山バス那賀が月2日乗り放題(1級は介護者も) 【手帳所持者】 タクシー:年24回、1乗車につき500円を助成 【手帳1級・2級】 *R2年度よりバスまたは公衆浴場のどちらかを選択制	和歌山城天守閣/わかやま歴史館/市民温水プール/市立博物館/こども科学館/魚つり公園:入館料無料 相撲競技場/プラザホープ/つつじが丘テニスコート/市民スポーツ広場/河南体育館/市民体育館/松下体育館:利用料半額 【手帳所持者】	公衆浴場入浴料助成(1級は介護者分も助成) 大人は月2回、1回100円、小学生以下は月2回無料で入浴可 【手帳所持者】 *R2年度よりバスまたは公衆浴場のどちらかを選択制

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

令和3年5月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
海南保健所管内									
海南市	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳所持者】 【所得制限あり】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳所持者】 【所得制限あり】	公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)交通費の1/2(上限月額2,500円)を補助(所得制限あり)	<心身障害児福祉年金> 20歳未満の障害児を監護する者 月額48,000円 【手帳所持児童】			福祉タクシー利用券交付 基本料金相当額助成 年間12枚 【手帳1級】	海南市立のスポーツ施設(プール・体育館・運動場・テニスコート)利用料無料 【手帳所持者】	海南・海草地方精神障害者家族会への助成
紀美野町	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】		<心身障害児在宅扶養手当> 18歳未満(手帳1級の場合は、20歳未満)の障害児を監護する者 月額50,000円 【手帳所持児童】	<心身障害者の優先的選考> 町営住宅入居者選考時における優先的選考が可能 【手帳所持者】		・高齢者等外出支援タクシー ・バス助成券交付 (町指定の交通機関のみ) 年間12,000円分の100円券交付 【手帳1・2級】 ・町コミュニティバス無料 【手帳所持者】	美里の湯「かじか荘」 入湯料金 600円→500円(大人) 300円→200円(小人) (介護者1名可) 【手帳所持者】 ※大人(中学生以上)、小人(3歳以上小学生)	家族会助成 海南海草地区精神障害者家族会へ助成
岩出保健所管内									
紀の川市	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【障害年金1級・2級】 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【障害年金1級・2級】 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】		<心身障害児扶養手当> 20歳未満の障害児等を在宅で監護する者 月額5,000円 【手帳所持者】 【障害児福祉手当受給者は対象外】 【特別児童扶養手当受給者は対象外】 【所得制限あり】	特例単身者入居 入居所得基準を優遇措置 月額214,000円 【手帳1級・2級】		地域巡回バス無料 コミュニティバス約半額 紀の川市福祉タクシー及び自動車燃料費助成 *タクシー利用券 20枚/年 *燃料券 4L券10枚/年 (自動二輪 1L券40枚/年) 【手帳1級・2級】 デマンド型乗合タクシー 1運行100円 【手帳所持者・その介助者1名】	紀の川市那賀B&G海洋センター 使用料全額免除 紀の川市市民公園プール使用料免除 【手帳所持者】【身体障害者手帳の旅客運賃減額欄に第1種と記入されている精神障害者保健福祉手帳取得者の介護人1人】 紀の川市パークゴルフ場 1ゲーム(9ホール2周)330円 【手帳所持者・その介助者1名】 ハーフゲーム(9ホール1周)170円 【手帳保持者・その介助者1名】	保育料減額 【手帳所持者】
岩出市	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】 【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1・2級】 【障害年金1・2級】 【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】		<心身障害児等在宅扶養手当> 20歳未満の障害児(者)を在宅で障害児等を監護する者 月額5,000円 【手帳所持者】 【障害児福祉手当を受給の方は対象外】 【特別児童扶養手当受給者の方は対象外】 【所得制限あり】			市内巡回バス無料 【手帳1・2級】 タクシー料金の一部 助成券(基本料金・年間24枚) 【手帳1級】		保育料の減免【手帳所持者】 ふれあい収集(ごみ収集)【手帳1級・2級】
橋本保健所管内									
橋本市					市営住宅入居抽選回数 2回 【手帳1級、2級】		橋本市コミュニティバス・デマンドタクシー料金が半額 【手帳所持者】 福祉タクシー利用券、25枚/年(基本料助成) 【手帳1級、18歳未満の手帳所持者】	橋本市温水プール「レインボー」 障害者の減額、介護人1人(20歳以上)のみ無料 【心身障害者・その介護人】 橋本市保健福祉センター 使用料等の減免	福祉有償運送の利用 【手帳所持者】 団体運営補助金の交付 【精神障害者家族会】*平成29年度より活動休止中
かつらぎ町	精神障害者医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分1/3(上限月額10,000円)を助成 【手帳2級】 【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限あり】						障害者外出支援助成 タクシー券か自動車燃料券を交付 タクシー券は500円券×30枚 燃料券は500円券×15枚 【手帳1・2級、18歳未満及び当該年度に18歳に達した者】 かつらぎ町コミュニティバス乗車料金割引 大人100円・小人50円 【手帳1・2級】		
九度山町					入居所得基準を優遇措置 月額214,000円 【手帳1級・2級】			松山常次郎記念館 九度山・真田ミュージアム 無料 (付き添い1名まで無料・2人以降は有料) 【手帳所持者】	福祉有償運送の利用 【手帳所持者】
高野町							高野町外出支援助成券(町が指定する交通機関で使用可能) 100円券×180枚交付 【手帳1・2級】	内拝券割引:高野山霊宝館 【手帳所持者】	福祉有償運送の利用 【手帳1・2級】

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

令和3年5月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
湯浅保健所管内									
有田市			公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)の交通費を補助 経費が1ヶ月5,000円以下は全額5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする	<心身障害児手当> 20歳未満の障害児を監護する者 月額2,500円 【手帳所持者】			タクシー基本料金相当分(年間28回以内) 自動車燃料費助成(年間500円助成券12枚) 【手帳1級】 有田市デマンドバス半額 【手帳所持者】		市民税非課税世帯の水道料金の軽減【手帳1級・2級】 精神障害者家族会への補助金 25,000円
湯浅町			公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)の交通費を補助 経費が1ヶ月5,000円以下は全額5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする 【手帳所持者】		公営住宅入居の優先措置				有田地方精神障害者家族会への助成 25,000円/年
広川町			公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)交通費の1/2(上限月額5,000円)を補助				タクシー初乗り運賃助成券 年間24枚配布 【手帳1級所持者】	稲むらの火の館(入館料半額免除) 一般500円→250円 高校生200円→100円 小・中学生 100円→50円 滝原温泉 ほたるの湯(入湯料減額-入湯税75円免除)大人(中学生以上)500円→425円 【手帳所持者】	
有田川町	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限を超えた分を町で負担】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 【手帳1級(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【所得制限を超えた分を町で負担】	公共交通機関を利用する交通費を補助 ※片道2km以内の場合は対象外 経費が1ヶ月5,000円以下全額5,000円を超える場合は、5,000円を控除した額の1/2を5,000円に加算し、上限を10,000円とする	重度心身障害(児)者福祉手当 精神に障害のある者(児)又は在宅において障害者を保護することにより、障害者の生活の安定と福祉の向上を図る 【手帳1級】	入居所得基準を優遇措置(収入月額214,000円以下のところを259,000円以下) 【手帳所持者】		[有田川町福祉タクシー] 本町に住民票を有する者で、手帳を有田川町が管理している者。 福祉タクシーの基本料金相当額を助成し、1人年間24回を限度とする。 【手帳1級】	かなや明恵峡温泉 大人700円→350円 小人400円→200円 しみず温泉 大人600円→300円 小人300円→150円 【手帳所持者】	
御坊保健所管内									
御坊市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	公共交通機関を利用する場合、月額12,000円を限度に補助 【手帳所持者・障害年金受給者・自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】				バス及びタクシー・地元ローカル電車料金の助成 御坊市外出支援事業として、年間10,000円分(100円券×100枚)を交付 【手帳1級】		
美浜町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)の1/2を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	公共交通機関を利用する(片道2kmを超える場合)交通費の1/2(上限月額10,000円)を補助 【在宅障害者であって、自立訓練・就労移行支援・就労継続支援利用者の事業所への通所。その他、町が認めた施設への通所に限る】	<心身障害児扶養手当> 20歳未満の障害児を監護する者 月額5,000円(在宅) 月額4,000円(施設) 【手帳所持者】 <重度心身障害者福祉手当> 20歳以上の障害者を在宅で介護する方 月額2,000円 【手帳所持者】【所得制限あり】			バス及びタクシー料金の助成 美浜町外出支援事業として年間12,000円分の100円券を交付。 【手帳所持者】		
日高町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所に係る交通費の1/2(上限月額10,000円)を補助 【福祉共同作業所通所者】	<心身障害児者福祉手当> 障害児(者)を在宅で介護する者 月額4,000円 【20歳未満:手帳所持者】 (所得制限なし) 【20歳以上:手帳1・2級】 (所得制限あり)		駐車料金の5割減免 【手帳1・2級】	タクシーの初乗り運賃の36回分のタクシー券支給 【手帳1・2級】	温泉館「海の里」 入館料減免(600円→510円) 【手帳所持者】	
由良町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	公共交通を利用する場合、交通費の1/2を補助 【手帳所持者】				タクシー券の交付 基本料金150枚/年(15,000円) 精神手帳1・2・3級		
日高川町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	交通費の1/2を補助(月額上限10,000円) 【手帳所持者】	<障害児福祉年金> 18歳未満の在宅の障害児を監護する者 月額3,000円 【手帳所持者】 <障害者福祉手当> 18歳以上の在宅の障害者 月額3,000円 【手帳所持者】 【所得制限あり】	入居所得基準を優遇措置(収入月額214,000円以下のところを259,000円以下) 【手帳1級・2級】	日高川町コミュニティバスの乗車料金が半額 バス・タクシー券の交付 (年間500円券×30枚) 【手帳所持者】	町内温泉施設(美山温泉 愛徳荘・きのくに中津荘・鳴滝温泉館)入湯料半額 町内に住所を有する者は無料 【手帳所持者】		
印南町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	交通費の1/2を補助(月額上限10,000円) 【手帳所持者】				バス、タクシー利用券の交付 500円券×40枚 【手帳所持者】		

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

令和3年5月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
田辺保健所管内									
田辺市		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分を助成【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	交通費を補助 交通手段や距離等で補助額算定【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	<田辺市重度障害者等福祉年金> 市民税所得割非課税の者 年額28,500円 【20歳以上は手帳1級】 【20歳未満は手帳所持者】	市営住宅入居抽選回数(2回) 【手帳1級・2級】 市営住宅入居抽選優遇措置有入居所得基準(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】		タクシー:1割引 バス:5割引 【手帳所持者】	入館料半額減免 ・田辺市立美術館 ・熊野古道なかへち美術館 ・紀州備長炭発見館 ・南方熊楠顕彰館 利用料半額減免(施設により条件異なる) ・田辺市体育施設 【手帳所持者】	
みなべ町	重度心身障害児(者)医療費助成制度【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【障害年金1級・2級】 【所得制限あり】	重度心身障害児(者)医療費助成制度【手帳所持者(65歳以上の新規手帳取得者を除く)】 【障害年金1級・2級】 【所得制限あり】 自立支援医療自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	交通手段や距離等で補助額算定(上限月額45,000円) 【作業所へ通所する障害者】	<心身障害児等在宅扶養手当> 20歳未満の在宅障害児を扶養する者 月額5,000円 【手帳所持者】 <在宅障害者等福祉手当> 1年以上みなべ町に居住する20歳以上の在宅障害者 月額4,000円 【手帳所持者】 【収入制限あり】			タクシーの初乗り料金を助成 10枚綴りのタクシー券を年間4冊交付 【手帳所持者】	鶴の湯温泉 入浴料半額600円→300円 【手帳所持者】	①配食サービス 弁当の配給(自己負担有り) *安否確認兼ねる 【概ね単身世帯の障害者で調理が困難な者】 ②施設利用者負担額助成 工賃が5,000円以下は利用者定率負担額を、工賃が5,000円を超える場合は工賃5,000円を超える部分の1/2に相当する金額を利用者定率負担額から差し引いた額を補助 【就労施設利用者】
白浜町	重度心身障害児(者)医療費助成制度【手帳1級所持者】 保険診療自己負担分を助成 入院時の食費補助あり	自立支援医療自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	作業所等への交通費往復(2km以上に限る)の一部を補助 【作業所利用決定者】		家賃の算定における控除額 1級 40万円/年 2級、3級 27万円/年 【手帳所持者に加え障害基礎年金受給者】			町営公衆浴場(全額免除) 町民プール(全額免除) 【手帳所持者】	
上富田町		自立支援医療(精神通院)自己負担分(1割)の半額を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	町内に住所を有する在宅の障害者で自宅から片道2kmを超える交通費の一部を補助 【手帳所持者】 【障害年金受給者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	<在宅重症心身障害児年金> 特別児童扶養手当を受給している又は受給資格がある方 障害児一人につき 年額36,000円 (月額3,000円) ①町内に住所を有する者(町内に1年以上居住) ②在宅する障害児を介護する者 ③当該障害児と同居する者 ※障害児とは、年齢20歳未満で特別児童扶養手当の対象児童のこと	入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級、2級】		くちくまのコミュニティバスの回数券またはバスポートの料金割引(半額補助) 【手帳所持者】		
すさみ町			片道2kmを超える交通費(上限月額25,000円)を補助 自家用車、二輪車は5,000円まで補助 送迎用車両利用の場合は、通所日数が月20日以下の場合、下回った日数に250円を乗じた額を減額する。 【町が支給決定をした者】		入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】		すさみ町コミュニティバス手帳提示により半額【手帳所持者】	すさみ町立エビとカニの水族館(半額) 【手帳所持者】	

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ①

令和3年5月1日現在

団体名	①入院医療費の助成	②通院医療費の助成	③作業所等への通所旅費の助成	④障害者福祉年金・福祉手当の支給	⑤公営住宅入居の優先措置又は家賃の優遇	⑥公営駐車場又は駐輪場等使用料金の減免	⑦バス、タクシー運賃等の助成(③以外)	⑧公営体育施設・文化施設等使用料金の減免	⑨その他
新宮保健所申本支所管内									
串本町	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【所得制限あり】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】 【所得制限あり】	町内に住所を有する在宅の者で、自宅から町内、町外の就労支援施設に通所しており、片道が2kmを超えるもの 【手帳所持者】 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	<心身障害児(者)福祉年金> 障害児(者)等を監護する者 年額30,000円 【手帳1級】 【年間所得が10万円以下の者】 <心身障害児福祉手当> 満19歳に達する日以後の最初の3月31日までの障害児を監護する者 (在宅)年額48,000円 (在宅以外)年額14,400円 【手帳所持児童】	町営住宅入居抽選くじの割当を2つとし当選倍率を優遇 【手帳所持者】		<バス> コミュニティバスの料金半額 【手帳所持者】 <タクシー> 町と契約しているタクシー会社のタクシー利用時の基本料金相当額を助成する。(タクシー券を年間12枚交付) 【手帳1級※在宅】	串本温泉 サンゴの湯 通常入場料金から350円引き 串本海中公園 入場料金半額 介助者も可 潮岬観光タワー 通常入場料金から100円引き 【手帳所持者】	
古座川町	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成(食事療養費を含む) 【手帳1・2級】	重度心身障害児(者)医療費助成制度 保険適用医療費の自己負担分を助成 【手帳1・2級】	片道2kmを超える交通費(上限月額3,000円)を補助 * 鉄道又は路線バス * 施設送迎用車両 * 自動二輪(原付含む) * 自動車	非課税世帯に属する者 月額3,000円 【手帳1級・2級】	入居所得基準を優遇 収入月額158,000円以下のところを259,000円以下 【手帳1級・2級】		町営バス運賃免除 【手帳所持者】		
新宮保健所									
新宮市		* 自立支援医療自己負担分(1割)の1/2を補助 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持かつ手帳所持者】	片道2kmを超える交通費(上限月額12,000円)を補助 送迎用車両利用の場合は、送迎距離10km未満は月額3,500円、10km以上は月額7,000円を限度とする	<心身障害児福祉手当> 20歳未満の障害児を監護する者 月額3,000円 【手帳所持児童】	通常は単身入居不可のところ手帳所持者の単身入居可 入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳所持者】		タクシー基本料金(初乗り料金)から1割を引いた額(年間の利用回数30回) 新宮市に事業所のあるタクシー業者のみ 【手帳1級】	佐藤春夫記念館 利用料金の免除 新宮市立民俗資料館 入館料の免除 【手帳所持者】	
那智勝浦町			(通所日数)月単位 ・5日未満→支給無し ・5～10日未満→計算した補助金額の1/2 ・10日以上→計算した補助金額を支給 * 交通手段によって上限を設定 ○鉄道・路線バス 15,000円 ○施設送迎 2,000円(片道5km未満、3,000円(片道5km以上)) ○自動二輪(原付含む) 1,000円(片道5km未満)、2,000円(片道5km以上) ○自動車 2,000円(片道5km未満)、4,000円(片道5km以上) 【作業所通所者及び地域活動支援センター利用者】		入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】		那智勝浦町営バス 手帳提示により半額 【手帳所持者】	体育文化会館トレーニング室手帳提示により半額 【手帳所持者】	
太地町		自立支援医療費(精神通院)の自己負担分(1割)を助成 【自立支援医療受給者証(精神通院)所持者】	通所にかかる費用を助成(片道2kmを超えるもの) (交通機関)上限月10,000円 (福祉車両)上限月5,000円 (自家用車)上限月4,000円 【作業所通所者】		入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級、2級】			太地町立くじらの博物館 入館料の半額補助 【手帳所持者】 太地町立石垣記念館 入館料の半額補助 【手帳所持者】	
北山村					入居所得基準を優遇措置(収入月額158,000円以下のところを214,000円以下) 【手帳1級・2級】		村民は申請により村営バスの運賃無料 村民以外は村営バスの運賃半額 【手帳所持者】 北山村交通空白地の有償運送利用料を1/3以内で助成		

精神障害者に対する保健福祉施策等一覧 ②

令和3年5月1日時点

団体名	①こころの相談事業	②デイケア事業	③その他 3障害合同の事業等
和歌山県	各保健所、精神保健福祉センターで実施		・ピアサポーター活用事業 県内7事業所に委託。
和歌山市	和歌山市保健所にて 月2回 精神保健福祉相談 月1回 うつ夜間相談 担当：医師、精神保健福祉相談員		・相談支援事業 担当：基幹相談事業所(2事業所)・委託相談支援事業所(4事業所) ・ボランティア活動支援事業 担当：委託相談支援事業者(1事業所)
海南市			・巡回相談 月2回 担当：委託相談支援事業所(3事業所)
紀美野町			・相談支援事業 担当：委託相談支援事業者(3事業所)
紀の川市			・相談支援事業 担当：委託相談事業所(1事業所)
岩出市			・相談支援事業 担当：委託相談事業所(1事業所)
橋本市			・橋本市保健福祉センター いきいきルーム 「障がい者の日」月1回有料 第4金曜日 午前 ・相談支援事業 (随時) 担当：委託相談事業所(3事業所)
かつらぎ町	相談日は設定していないが、必要時に保健師が対応。		
九度山町	相談日は設定していないが、必要時に対応(保健所主催のこころの相談事業も案内)		・相談支援事業(随時) 担当：委託相談事業(3事業所)
高野町	随時 担当：保健師		・相談支援事業 (随時) 担当：委託相談事業所(3事業所)
有田市		精神障害者家族会 月1回 精神障害者当事者会 月1回 担当：保健師	・相談支援事業 担当：委託相談支援事業所(2事業所)
湯浅町		月1回 担当：保健師 (広川町と合同実施)	・相談支援事業 担当：委託相談支援事業所(2事業所)
広川町		月1回 担当：市町村保健師 他 (湯浅町と合同実施)	
有田川町		・清水地区 月1回 担当：保健師	・座談会 吉備地区、金屋地区 年に3回 デイケア参加者の自主的な集まり
御坊市			
美浜町			
日高町	相談日は設定していないが、必要時に対応(保健所主催のこころの相談事業も案内)		
由良町			
日高川町			
印南町	相談日は設定していないが、必要時に対応(保健所主催のこころの相談事業も案内)		
田辺市	相談日は設定していないが、必要時に対応(保健所主催のこころの相談事業も案内)		・レクリエーション教室 /年24回程度 担当：社会福祉協議会 ・相談支援事業 担当：委託相談支援事業所(4法人1事業所)
みなべ町	相談日は設定していないが、適宜保健師が対応(保健所主催のこころの相談事業も案内)		・相談支援事業 担当：委託相談支援事業所(1事業所)
白浜町	直接医療機関に予約する 担当：白浜はまゆう病院心理相談室職員 (委託事業として実施)		
上富田町	相談日は設定していないが、随時対応		・相談支援事業所 担当：委託相談支援事業所(4法人)
すさみ町			・相談支援事業 担当：委託相談支援事業所(4法人1事業所)
串本町	相談日は設定していないが、必要時に対応(保健所主催のこころの相談事業も案内)		・相談支援事業 相談支援事業者に委託(2事業所)
古座川町	相談日は設定していないが、必要時に対応(保健所主催のこころの相談事業も案内)		
新宮市			
那智勝浦町		町内相談支援事業所に委託 担当：精神保健福祉士、ボランティア等	・相談支援事業 相談支援事業者に委託(3事業所)
太地町			
北山村			

和歌山県精神保健福祉センター所報

— 令和2年度 —

(令和3年8月発行)

和歌山県精神保健福祉センター

〒640-8319

和歌山市手平二丁目1番2号

県民交流プラザ和歌山ビッグ愛2階

TEL 073-435-5194 FAX 073-435-5193

ホームページ <https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/050301/050301/index1.html>